

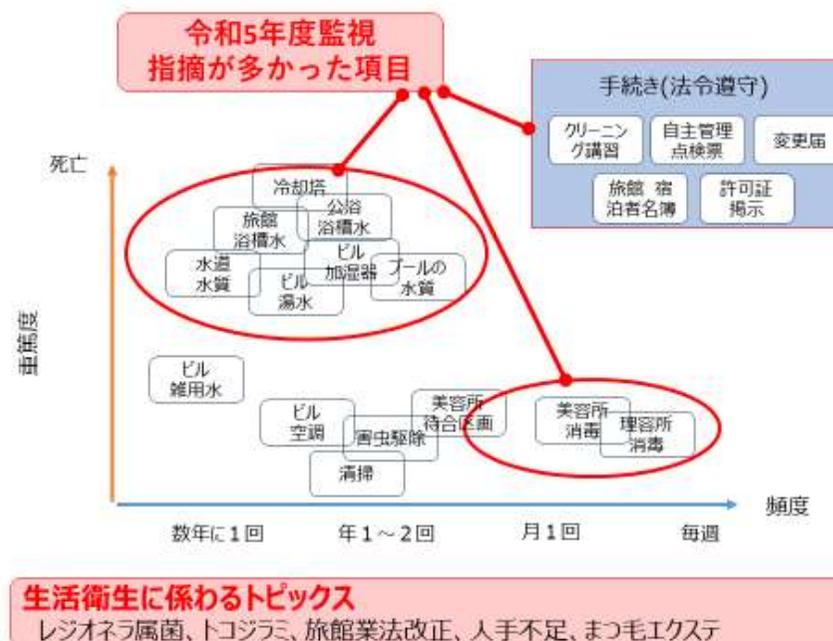
令和6年度生活衛生監視指導計画

第1【基本方針】

- 生活衛生に関する全国の事故の発生状況や問題となってきた事象、法令改正ならびに昨年の監視の結果等を踏まえ、年間を通じて重点取組事項を定める。
- 届出事項を含めた法令遵守と、市民の健康に与える影響を考慮し、効率的な立入検査の頻度や対象施設の選定を行う。
- 効果的かつ効率的な監視指導を実施するために、市民向けの生活衛生に関する啓発活動と、監視員の十分な知識と経験を身に着けることを積極的に進めることで、的確な指導と、指導事項の確実な是正を図る。

第2【重点取組事項】

1. 入浴設備を有する施設のレジオネラ症防止対策
 - (1) レジオネラ属菌検査の徹底
 - (2) 設備の衛生管理状況の確認・指導
 - (3) レジオネラ症に関する知識の普及と啓発
2. 美容所におけるまつ毛エクステンション等における健康被害の防止
器具消毒の徹底
3. 旅館業営業施設の状況変化に伴う対応の強化
 - (1) 利用客増加に伴う衛生状況の確認
 - (2) トコジラミ対策の周知
 - (3) 旅館業法改正による対応の徹底
4. 環境衛生監視員の養成及び資質の向上



第3 【監視指導】

監視対象	監視方法※
理容所・美容所・クリーニング所・興行場	立入検査（3年に1回以上） ※長期間立入検査を実施していない施設については優先的に実施
特定建築物	立入検査（3～6年に1回以上）、報告書（毎年）
旅館業・公衆浴場・温泉・遊泳用プール	立入検査（1年に1回以上）
動物の飼養・収容施設	立入検査（1年に1回以上）
専用水道・小規模専用水道	立入検査（1年に1回以上）
簡易専用水道・小規模監視専用水道 (許可・届出施設の付帯設備があるもの)	立入検査（付帯している施設の監視と同時）
家庭用品	試買調査（夏季・冬季）

※過去の監視結果や報告書等により衛生管理状況が適切であると確認される場合等においては、定期的な監視指導を行わない。一方で、重点的に監視指導が必要と判断される施設については、必要に応じて適切な回数で実施する。

■ 立入検査

- ・ 環境衛生監視員が対象施設に立ち入り、施設の管理状況などを確認する。
- ・ 営業施設の衛生的な環境を確保するために、各種測定及び検体を採取して検査を行う。
- ・ 監視結果は原則文書として施設と環境衛生監視員が共有し、衛生水準の向上を図る。

■ 試買調査（家庭用品）

- ・ 家庭用品衛生監視員が市内販売店にて検体を購入し、委託検査機関にて検査する。
- ・ 基準に適合しない場合は、製造、販売業者等に回収や販売中止の指導を行う。

■ 報告書（特定建築物）

- ・ 届出のある特定建築物の維持管理権原者に報告書の提出を求める。（毎年5月）
- ・ 提出された報告書を基に立入検査を実施し、施設の管理状況を再確認する。（各種測定を含む）

第4 【生活衛生に関する情報提供及び普及啓発】

生活衛生に関する情報（法令・通知に関する情報を含む）

- 船橋市ホームページにて公開（※下記コード）
- パンフレット等配布（船橋市保健所窓口）
- 関係施設あての直接配信（メール、郵送、FAX）
- 生活衛生同業組合へ通知文を送付

講習会

- 理容師向け衛生講習会（令和6年10月実施予定※美容師向けと隔年開催）
- レジオネラ症防止対策衛生講習会（令和6年12月実施予定）
- その他必要に応じて臨時の講習会を実施（動画配信等も活用）

自主的な衛生管理の促進

- 自主管理点検の確実な実施と記録の保存

第5 【感染症等健康被害発生時の対応】

- 1 原因究明
- 2 被害拡大及び再発の防止
- 3 健康被害状況についての公表



船橋市ホームページ
（生活衛生）